

議 第 50 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正について

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部を改正する条例

熊本市障害者福祉センター希望荘条例（平成 4 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市障がい者福祉センター希望荘条例

第 1 条中「熊本市障害者福祉センター希望荘」を「熊本市障がい者福祉センター希望荘」に改める。

第 9 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

障害者福祉センター希望荘の名称を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。